

■入院・手術証明書(診断書)の手配はお早めをお願いします。

入院・手術証明書(診断書)を医療機関から発行してもらうには、一定の時間を要します。入院・手術証明書(診断書)の準備ができていますと、退院後すぐに給付金などをご請求いただくことが可能となりますので、退院日が決まりましたら、それに合わせて早めの発行依頼手続をお取りになることをおすすめいたします。

なお、診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

■医療費の領収証・診療明細書は必ず保管していただくようお願いします。

入院・手術証明書(診断書)に代えて、「入院・手術事情報告書」や「通院状況報告書」の提出でご請求いただける場合があります。この場合は、入院・通院費用の領収証コピーや診療明細書など、入院・手術・通院の事実を証明する書類(入院期間、手術名、病院名の明記されたもの)をあわせてご提出いただきます。

ただし、領収証コピーや診療明細書の内容に不明な点がある場合には病院などへの照会や、診断書のご提出をお願いすることがあります。

医療費の領収証・診療明細書は捨てずに、必ず保管していただくようお願いします。

【領収証の見本】

入院期間などが記載されています。

入院・外来の区分が記載されています。

手術を受けられた場合は点数または金額が記載されます。

【診療明細書の見本】

入院期間などが記載されています。

診療明細書の各項目について、点数の内訳が記載されます。また、手術を受けられた場合には、その手術名が記載されます。

■医療機関におけるカルテの保存期間にご注意ください。

医療機関がカルテを保存している期間は一般的には5年間です。ご請求手続が遅れたため、保存期間を経過し「入院・手術証明書(診断書)」の発行ができず給付金などを請求できないケースがあります。このような事態を避けるためにも、退院後できるだけ早めのご請求をお願いします。

■弊社担当者にお気軽にご相談ください。

お客さまの中には、さまざまな理由からご請求されない方がいらっしゃいます。たとえば、「請求額が少額である」「請求手続が面倒」「診断書の手配が困難」などの理由から未請求のままとなっているケースがあります。1～2日間の短期間の入院であっても、ご加入の保障内容によってはお支払いに該当する場合があります。ご請求手続に関しましては、弊社担当者へお気軽にご相談ください。(本冊子の裏表紙に担当者を記載しております。)